

## 法案の概要

### 都市のスポンジ化対策 (都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に)

#### 身の回りの公共空間の創出

##### ○「立地誘導促進施設協定」制度の創設

-交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定(承継効付)

〔(税) 固定資産税の軽減〕

※ 周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ



▶ 空き地や空き家を活用して交流広場・コミュニティ施設等を整備・管理



\* 長野市「パティオ大門」



\* 活性化施設(イメージ)

##### ○「都市計画協力団体」制度の創設

-都市計画の案の作成、意見の調整等を行う**住民団体、商店街組合**等を市町村長が指定(身の回りの都市計画の提案が可能に)

#### 都市機能のマネジメント

##### ○「都市施設等整備協定」制度の創設

-民間が整備すべき都市計画に定められた施設(アクセス通路等)を確実に整備・維持

##### ○誘導すべき施設(商業施設、医療施設等)の休廃止届出制度の創設

-市町村長は、商業機能の維持等のため休廃止届出者に助言・勧告

### 都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

## 【目標・効果】

※地方公共団体への意向調査等をもとに推計

低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を賢く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現

- (KPI) ・ 低未利用土地権利設定等促進計画の作成:約35件(2019~2023 [2019:3件 ↗ 2023:15件])
- ・ 立地誘導促進施設協定の締結:約25件(2019~2023 [2019:3件 ↗ 2023:10件])

⇒ 立地適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合:7割以上